

家畜衛生情報

・令和7年度 蜜蜂の腐蛆病検査を実施します ・タイラン水溶散が使いやすくなります

県内で飼育されている蜜蜂を対象に「蜜蜂の腐蛆病検査」を実施します。

検査日程等については後日お電話でご相談しますので、検査時の立会い等、ご協力をお願いします。

※既に検査済みの方へも この家畜衛生情報を送付します。ご承知ください。

👉 腐蛆病(ふそびょう)とは

腐蛆病菌(細菌)が原因で、蜜蜂の幼虫が腐って死亡する病気で、家畜伝染病予防法において監視伝染病に指定されています。家畜伝染病予防法第5条(以下、法)で、業者・個人問わず蜜蜂の飼育者は 腐蛆病の発生予防のため検査を受けることが定められています。

👉 もし腐蛆病が見つかったら？

法に基づき、巣箱及び巣脾は焼却処分となります。

日頃から適切な蜂の管理をお願いします。

👉 手数料はかかるの？

1群(箱)につき45円

(例)9群(箱)を検査した場合 $9 \times 45 \text{円} = 405 \text{円}$



検査の流れ《所要時間 30分程度》

- ① 書類(申請書等)に記入していただきます。
併せて、飼養管理状況等をお伺いします。
- ② 巣箱を開けて巣脾を取り出していただき、目視で異常の有無を確認します。
(開ける自信が無い方は職員がお手伝いします)
- ③ 異常が無ければ検査終了です。異常がある場合は、
巣の一部を所に持ち帰り、詳しく検査を行います。

岐阜県告示第九十三号
家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五条第一項の規定により、
のとおり蜜蜂の腐蛆病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。
令和七年三月四日
岐阜県知事 江崎 慎英

一 実施の目的
蜜蜂の腐蛆病の発生予防のため
二 実施する区域
県内全域
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
蜜蜂(家畜保健衛生所長が特に検査の必要がないと認めたものを除く)
四 実施の期日
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において実施する区域を所管
する家畜保健衛生所長が指定する日
五 検査の方法
肉眼的検査、脱脂乳による試験及び細菌学的検査

岐阜県告示第九十三号(下のQRコードからご覧になれます)

岐阜県中央家畜保健衛生所

〒501-1112 岐阜市柳戸1-1

TEL 058-201-0530

FAX 058-201-0531

Eメール c24502@pref.gifu.lg.jp

